研 修 ノ ー ト

令和６年度　第１回主任児童委員研修
（動画視聴）

配信期間：令和７年３月１日（土）～令和７年５月31日（土）

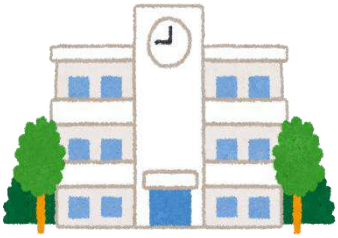

社会福祉法人　沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
電話　（098）882-5703

THANKS 運動
サンクス

あ　い　さ　つ

本日ここに、「令和６年度　主任児童委員研修」を開催するにあたり、主催者を代表してご挨拶申し上げます。

さて、本研修会は、主任児童委員に求められる役割を再確認するとともに、関係機関との連携・協働のあり方を考えることを目的として開催しております。
加えて、「沖縄県 DX 推進計画」に基づき沖縄県より受託し実施する研修の一部をオンラインまたはオンデマンド配信にて、沖縄県社会福祉協議会との共催により開催するものであります。

今日では、頻発する災害への備え、また孤独死や引きこもり、児童虐待等、様々な地域課題が顕在化し、あらためて住民同士がつながり、支え合う地域づくりの必要性が高まっております。そして地域住民に寄り添い、課題を発見して専門機関につなぐ民生委員・児童委員への期待はますます大きくなっています。

そのような中、今回の研修会では、子どもたちの明るい未来を実現するために、主任児童委員の皆様が、それぞれの役割の重要性を再確認し、子育て支援や地域福祉の実践者として必要な視点を学んでいただくために、ふくしと教育の実践研究所 SOLA 主宰の新崎 国広 氏より、ご講義いただくことになっております。

今回のオンデマンド配信の録画に快く応じていただきました講師の新崎 国広 氏には、多大な御尽力をいただきましたことに、あらためてお礼申し上げます。

結びに、本研究協議会で得た学習を今後の更なる活動に生かされるようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和 7 年 3 月
沖縄県民生委員児童委員協議会
会　長　　屋　宜　恒　一

民生委員児童委員信条

一、わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます

一、わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたくしたちは誠意をもってあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

昭和26年5月5日宣言

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

令和６年度 第1回 主任児童委員研修【オンデマンド配信】
実 施 要 項

1 趣 旨

少子高齢社会が進むなか、子どもの貧困をはじめとする生活困窮や社会的孤立、育児不安や養育力の低下、児童虐待件数の増加など、子どもたちの健やかな育ちに関わる多様な課題が顕在化しています。

その中で、児童委員・主任児童委員には、地域の中で気になる子どもやその家庭に「気づき」、「寄り添い」、「見守り」、「繋げる」活動を中心に、様々な関係機関と連携・協働しながら支援していくことが期待されています。

本研修では、昨今の子どもを取り巻く現状や社会情勢の変化を意識しながら、主任児童委員に求められる役割を再確認するとともに、関係機関との連携・協働のあり方を考える機会として開催します。

2 研修目標

（1）主任児童委員活動の活性化に向けて必要な知識・技術を学ぶ。

（2）福祉における諸問題の現状について理解を深めるとともに、必要な知識や技術を習得する。

3 主 催

沖縄県、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県民生委員児童委員協議会

4 参加対象

【対象】主任児童委員

5 開催方法・受講方法

- オンデマンド配信（動画視聴による受講）

6 参加費

- 受講料は無料です。
- 本研修会は、動画視聴による研修の為、旅費等は発生いたしませんので予めご了承下さい。

7 配信期間

令和７年３月１日（土）～令和７年５月31日（土）

※配信の開始時期は前後する場合があります。

8 申込期限

令和７年１月31日（金） ※必着

※システムの管理、上記期限を過ぎますと自動的に受付が不可となります。申込期限を厳守いただきますようお願いします。

9 申込方法・開催要項等のダウンロードについて

●市町村民児協での申込みをお願いいたします。全ての主任児童委員を対象となりますので、**視聴予定人数を申込み時にお知らせください。**

（1）本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修（研修管理システム）」から申込。
（ID とパスワードが必要です）https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/

※研修申込みには、ID とパスワードが必要となります。事前に事業所登録を行い、ID とパスワードを取得してください。事業所登録の方法については、研修管理システムページ内の新規登録またはシステムへの事業所登録方法を参照ください。

※すでに事業所登録がお済みの場合は、新たな登録は不要です。取得した ID とパスワードでログインし、受講申し込みください。

（2）開催要項は上記研修管理システムよりダウンロードできます。

10 受講者の決定・通知等の送付（メール）

（1）申込締切後、研修管理システムに登録いただいたメールアドレスへ視聴専用アドレス（URL ※パスワード付）と研修資料データがダウンロードできるアドレスをお知らせします。動画視聴のためのアドレス（パスワード）は民生委員・児童委員、事務局以外には伝えないようにご配慮ください。

（2）視聴については、個人単位、単位民児協単位、市町村民児協単位いずれの方法も可といたします。視聴場所及び動画視聴に必要な機材はそれぞれご準備願います。

（3）その他視聴方法の詳細については、視聴専用アドレスの送付時に別途お知らせいたします。

（4）研修資料データは必要に応じダウンロードし、印刷してください。研修資料冊子の送付を希望される場合は、受講申し込み時に必要部数をお申込みください。

11 禁止事項

・次のいずれかに該当する行為または該当すると本会が判断する行為を行わないものとする。

（1）本会または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為

（2）本研修の利用形態を超えて利用する行為（録画、録音、撮影、転載等）

（3）研修で使用する URL 等を研修参加者以外の者が利用する行為

（4）研修で使用する URL を他者へ提供したり、共有サイト等に掲載する行為

（5）SNS や各種ホームページサイト上での本会または本研修に対する誹謗中傷や他の受講者への嫌がらせの書き込みなどを行う等、本研修の健全な運営を妨げること

（6）その他、本会が不適切と判断する行為

※禁止事項に反した場合、法的責任に問われる場合がございます。

12 個人情報の取扱いについて

「参加申込書」に記載された個人情報は、本研修会の運営管理の目的にのみ使用いたします。

13 申込・問合せ先

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター （担当：金城）
〒 903-8603 那覇市首里石嶺町 4−373−1 西棟 3F
TEL 098−882−5703 FAX 098−887−1071
Mail kensyuu@okishakyo.or.jp

令和６年度 第1回主任児童委員研修【オンデマンド配信】
研修日程及び内容

●配信期間：令和７年３月１日（土）～令和７年５月31日（土）
※配信開始時期は前後する場合があります。

時　間	内　容
【講義】 （90 分） ※途中休憩あり	【講話】※動画視聴 「子どもの笑顔は地域の宝 子どもを護り育む行政や学校との連携 ～主任児童委員の皆さんは“助け上手 助けられ上手”になろう!～」 ふくしと教育の実践研究所 SOLA（Social Labo）主宰 新崎　国広（社会福祉士）

※研修内容は、講師等の都合により変更する場合があります。

【講話】

「子どもの笑顔は地域の宝
　　子どもを護り育む行政や学校との連携
～主任児童委員の皆さんは“助け上手 助けられ上手”になろう!～」

ふくしと教育の実践研究所 SOLA（Social Labo）主宰
新崎　国広　氏

【講師プロフィール】

新崎国広（あらさき　くにひろ）

＜職歴・教職歴＞

1978 年、肢体不自由児施設にてソーシャルワーカー兼ボランティア
コーディネーターとして従事。働きながら、社会福祉士資格取得、
大阪教育大学大学院修士課程修了。

1999 年４月、専門学校専任講師、2001 年４月　中部学院大学助教授、

2003 年４月より大阪教育大学教育学部発達人間福祉学講座　准教授。

2017 年４月より大阪教育大学教育協働学科教育心理科学講座　教授。
大阪教育大学大学院教育学研究科　教育ファシリテーションコース 教授。

2020 年４月より大阪教育大学教育協働学科教育心理科学講座特任教授。2023 年３月退職

2023 年４月より「ふくしと教育の実践研究所　SOLA(Social Labo)」主宰

2023 年４月現在は、大阪教育大学・関西大学・桃山学院大学等非常勤講師

《著　書》

『教育支援人材とチームアプローチ-社会と協働する学校と子ども支援』、書肆クラルテ、2016

『新・福祉教育ハンドブック』　（分担執筆）全国社会福祉協議会、2014

『なぎさの福祉コミュニティを拓く-福祉施設の新たな挑戦』(編著)大学教育出版、2013

『岡村理論の継承と展開　第２巻自発的社会福祉と地域福祉』(分担執筆)、ミネルヴァ書房、２０12

福祉教育教材集『ぬくもり』（執筆・監修）、全８１頁、大阪府教育委員会、2010

『ボランティア論』（分担執筆）ミネルヴァ書房、2010

『ソーシャルインクルージョンへの挑戦』（分担執筆）明石書店、2007

『先生のための福祉教育ガイド』(編著)、滋賀県社会福祉協議会　、2007

『福祉教育のすすめ』（編著）ミネルヴァ書房、2006

『社会福祉施設ボランティアコーディネーションのめざすもの』編著　久美株式会社　、2005

『社会福祉施設ボランティアコーディネーションの実際』監修・執筆　久美株式会社、2005

『よくわかる社会福祉』『よくわかる地域福祉』（分担執筆）中央法規出版、2002

『ボランティアのすすめ』（分担執筆）ミネルヴァ書房、2005

《社会的活動》

日本福祉教育・ボランティア学習学会元理事(2022 年 10 月まで)

日本教育支援協働学会理事(2023 年３月まで)

内閣府　「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」及び「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」アドバイザー

大阪府「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」スーパーバイザー

沖縄県民生委員児童委員協議会主催
令和6年度　主任児童委員研修会

子どもの笑顔は地域の宝
子どもを護り育む行政や学校との連携

～主任児童委員の皆さんは
“助け上手　助けられ上手”になろう！～

ふくしと教育の実践研究所　SOLA主宰
新崎国広（社会福祉士）

ふくしと教育の実践研究所　SOLA(Social Labo)」主宰
新崎　国広

＜簡単な自己紹介＞
1978年、肢体不自由児施設にてソーシャルワーカー兼ボランティアコーディネーターとして従事。働きながら、1993年に社会福祉士資格取得、
2002年に大阪教育大学大学院修士課程修了。

1999年専門学校専任講師、2001年中部学院大学助教授を経て、2003年4月より大阪教育大学准教授。2007年4月より大阪教育大学教育協働学科教授。
2020年4月より大阪教育大学教育協働学科特任教授。
2020年3月で65歳になり、無事、厚労省認定の高齢者になりました！
2020年4月以降 「アクティブシニア」として地域福祉推進にむけてますます元気です
2023年4月より「ふくしと教育の実践研究所　SOLA(Social Labo)」主宰

2023年4月現在は、大阪教育大学・関西大学・桃山学院大学等非常勤講師
子ども家庭庁「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」アドバイザー
「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」アドバイザー
豊中市社会福祉協議会学校と福祉の連携プロジェクト委員会会長

温故知新

「以前学んだことや、昔の事柄を今また調べなおしたり考えなおしたりして、新たに新しい道理や知識を探り当てること。」

・実際に地域福祉活動が、十全にできない状況だからこそ、今まで、長年、地道にかつ真摯に取り組んでおられる主任児童委員の活動の意義を再確認し、これからの地域共生社会の実現に寄与できる主任児童委員の在り方を一緒に考えていきましょう。

大阪2児児童虐待餓死事件

2010年7月30日に発見された
大阪市西区のマンションで
23歳の母親の育児放棄のために、
3歳の女児と1歳9ヶ月の男児が餓死する事件が起こりました。

その後、この事件をきっかけに、大阪市民生委員児童委員協議会の主任児童委員連絡会で、この事件の事例検証や研修会が行われました。
その際、私も学識経験者として、このような悲劇を二度と起こさないために、主任児童委員会長会の皆さんと、一緒に学習会を行いました。

育児疲れ 孤独の公園

下村容疑者 父親に住所伝えず

大阪2児遺体

喜びのブログ 更新途絶え

今日の研修でお伝えしたいこと

①子どもたちや保護者を取り巻く深刻化する社会福祉問題
　の現状を学ぶ

②地域共生社会の実現に向けて主任児童委員の皆様が
　子育て支援や地域福祉の実践者として
　「助け上手助けられ上手」の大切さを学ぶ
　子育てサロンの意義：つながりづくり＆予防的支援

③主任児童委員の不安に寄り添い想いを共有するする
　不安の理由：真剣に向き合っている＆方法がわからない

④子どもたちの明るい未来を実現するために
　主任児童委員のの皆さんが、 寓話“北風と太陽”
　の“太陽”の役割の重要性を再確認して
　参加された皆さまが、やる気＆元気になる！

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

4.（4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

⇒共生することは権利であるという視点から解釈する。

主任児童委員は“福祉”の概念を広げよう！

ふだんの
くらしの
しあわせ

改正社会福祉法第4条1項（新設）2020.4. 1

「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し共生する地域社会の実現を目指しておこなわれなければならない」

社会福祉の法的根拠

○憲法第25条「生存権保障」

ソーシャルウェルフェア（social welfare）

権利としての福祉＝申請制度

公助によるセーフティネットの構築

○憲法第13条「幸福追求権」

ソーシャルウエルビーング（social wel-being）

：◎互近助の役割

共助・近助・自助による

幸せづくり・生きがいづくり・笑顔づくり

“ウェルビーイング”の定義

- ウェルビーイングが初めて言葉として登場したのは1946年に設立された世界保健機構（WHO）の憲章です。
- 訳語としては「健康」「幸福」「福祉」「よいあり方」などが当てられてきました。
- WHOの憲章では

「健康とは単に疾病や病弱な状態でないことではなく、身体的、精神的、そして社会的に完全に良好ですべてが満たされた状態である」と定義されました。

“幸せ”を呼ぶ四つの因子

①やってみよう因子：自己実現と成長。

②ありがとう因子：つながりや感謝あるいは利他性や思いやりを持つこと

③なんとかなる因子：前向きかつ楽観的で何事もなんとかなると思えるポジティブな感情

④ありのままに因子：「本来感」独立性と自分らしさを保つこと。本来の自分らしさを自覚している人は幸せであるという因子

【出典】前野隆司・前野マドカ（2022）「Well-being ウエルビーイング」
日本経済新聞社発行

なぜ、「地域の福祉力」

＝「お互い様力（お節介力）」

を高めることが必要なので

しょうか？！

子どもたちや地域を取り巻く深刻化する地域福祉課題や社会的孤立という問題

＜今、日本で起こっていること＞

セルフネグレクト・ひきこもり

H23年度30,513人→H30年度20,840人→R4年度　21,881人

※ 15～39歳までの第1位

児童虐待（H2年1100件→令和4年22万件約220倍） 約200倍

令和4年度児童虐待相談件数　219，170件

子どもの貧困率の増加（2017年13.9％、7人に一人）

ヤングケアラー：18歳未満で家族の世話や介護が義務化している状態

ダブルケア：親の介護と子どもの育児の両方を担っている主に母親

いじめ・不登校（大人のストレスの影響も要因）

＜今後、起こる可能性が高いこと＞

コロナウイルスによる新型肺炎の影響で、

生活困窮者支援の激増・精神的不安感の増加

“セルフネグレクト”とは、

セルフネグレクト≠サービス拒否者
インボランタリー・クライエント

セルフネグレクトの5つのタイプ

①遠慮型
②喪失型
③プライド型
④疾病型
⑤拒否型
⑥情報未伝達型

→ 近助の発見力 → 報告・連絡・相談 ホウ・レン・ソウ → 地域協働 他職種連携 → 近助の見守り力

主任児童委員・民生委員児童委員の大切な役割は、“発見力・ホウレンソウ・見守り力”

絶対的貧困から相対的貧困、社会的排除へ

飢餓や栄養状態の著しい不良など、いわば“食べることもままならない貧困”を「絶対的貧困」といいます。

これに対し、今日の社会の貧困は、人がある社会の中で生活する際に、その社会の多くの人々が享受している普通の習慣や行為を行うことができないことを指す概念して用いられます。これを「相対的貧困」といいます。

また、「相対的貧困」には、所得だけでなく、労働条件、健康、教育、余暇、社会関係など多元的な生活状況の剥奪として捉える考え方もあります。

この考え方は、同年代の子どもの多くが通常している学習や体験、遊びの機会が得られないなど、具体的に生活の何に制約が生じているのかを知る手がかりとなります。

さらに、単に制約があるだけでなく、その結果生じる不利や困難の積み重ねによって、個人がつながりを失い、社会から排除されていく過程を「社会的排除」といい、今日、深刻な課題となっています。

困っている先生のための『チームアプローチ』ハンドブック～子どもの貧困問題から～
東京学芸大学　児童・生徒支援連携センター

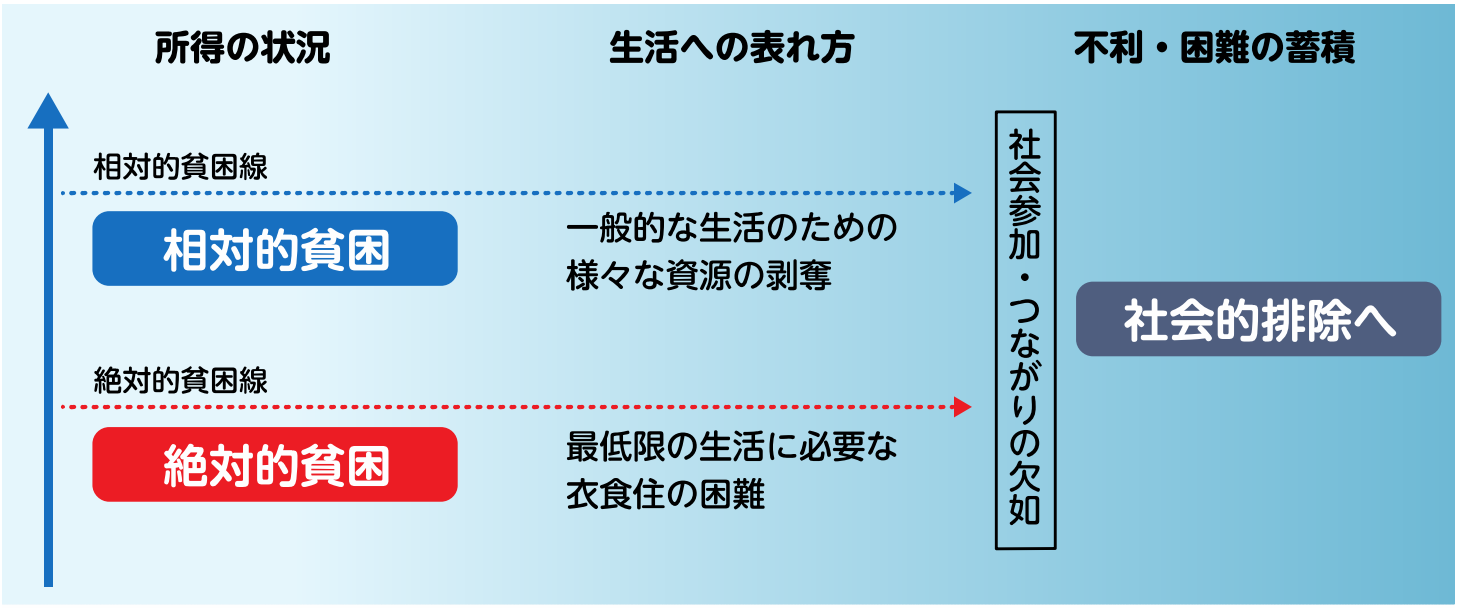

困っている先生のための『チームアプローチ』ハンドブック～子どもの貧困問題から～
東京学芸大学　児童･生徒支援連携センター

子どもの貧困・貧困の連鎖問題

◎経済的貧困と社会的貧困（人間関係）

ただ単にお金がない状態ではなく、さまざまな理由で社会活動に参加できないことで、人間関係や社会関係から排除され孤立してしまう。

○絶対的貧困と相対的貧困

『当たり前と思われていることをするのが困難となる生活水準』

“当たり前”のことをするには、標準的な所得から一定の範囲内に収まっておくことが必要

首都大学東京　阿部彩

▶ 相対的貧困率って？

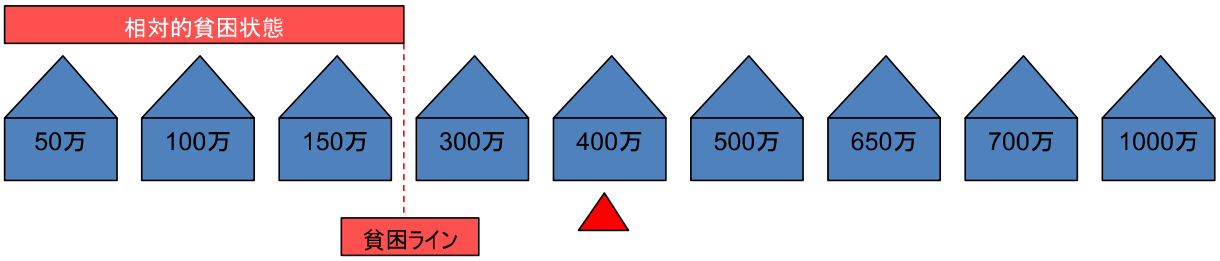

- まず、可処分所得（実際に使えるお金）を世帯人数で調整した所得（等価処分所得）を所得順に並べます。
- 次に、この９軒の**中央値**を求めます。
- 貧困ラインはこの中央値の５０％、つまり２００万です。
- 2012年の調査では、貧困ラインは122万円でした。
  貧困ライン以下で生活している子どもは16.3%。
  6人に1人の割合で子ども達が貧困状態にあります。

▶ 『子どもの貧困』キーワード

・潜在性

子どもの貧困は非常に見えにくい。

“家庭の問題”と“世帯の社会的孤立”

・連鎖性

スタート時点での不利（長期的不利）

人生の選択の制限（進路選択の制限）

・無責性

子どもは生まれる家を選べない。

“自己責任論”のワナ

“貧困の連鎖”という今日的課題

●相対的貧困率（相対的貧困率の推移）

全体　1985年度12.0%→2013年度16.1%

子ども　1985年度10.9%→2013年度16.3%→2017年度13.9%

●ひとり親世帯の貧困率の国際比較

日本58.7%、アメリカ47.5%、イギリス23.7%、フランス18.5%、スウェーデン7.9%

☆日本の特徴は、親が働いている家庭での貧困率が高い。

【出典」】阿部　彩『子どもの貧困Ⅱ』岩波新書1467

●剥奪指標

（標準的な経済状況の子どもたちに比べ、何が奪われているのか？）

- 「子どもを医療機関に受診させることができなかった」
- 「子どもを学習塾や習い事に通わすことができなかった」
- 「学校のクラブ活動に参加することができなかった」
- 「家族旅行(日帰りのお出かけを含む)ができなかった」
- 「お誕生日やクリスマス等のイベントを祝ってもらえない」

２０１７年３月「大阪府子どもの生活に関する実態調査」より

19

貧困が子どもに及ぼす影響

●貧困の世代間連鎖

不登校やひきこもり、高校の中退などの背景の一つには、経済的な困窮があると指摘されている。専門家は、親が仕事に追われ、精神的にも追い詰められ、子どもと十分向き合えないなかで、子どもたちが孤立しがちになる。自信を失い、自己肯定感を持ちにくく、意欲や将来への希望をもつことさえ難しくなると指摘しています。それが大人になってからの仕事や家族形成にも影響を与え、まさに貧困の連鎖が心配される。

【出典】NHK解説委員室「解説アーカイブ」

http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/156282.html

家庭の貧困が子どもに与える影響

このため、家庭の貧困が子どもに影響する場合、

- □ 疾病や不健康
- □ 成長・発達上の不利
- □ 学校や子ども社会からの排除
- □ 自己肯定感や意欲の形成の困難
- □ 学術的興味や探求心、勉学に前向きな態度の阻害
- □ 選択可能性の制約、教育達成の不利

などとして経験されることがわかってきています。

参考文献：松本伊智朗（2016）『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ出版

山科醍醐子どものひろば
村井琢哉氏作成

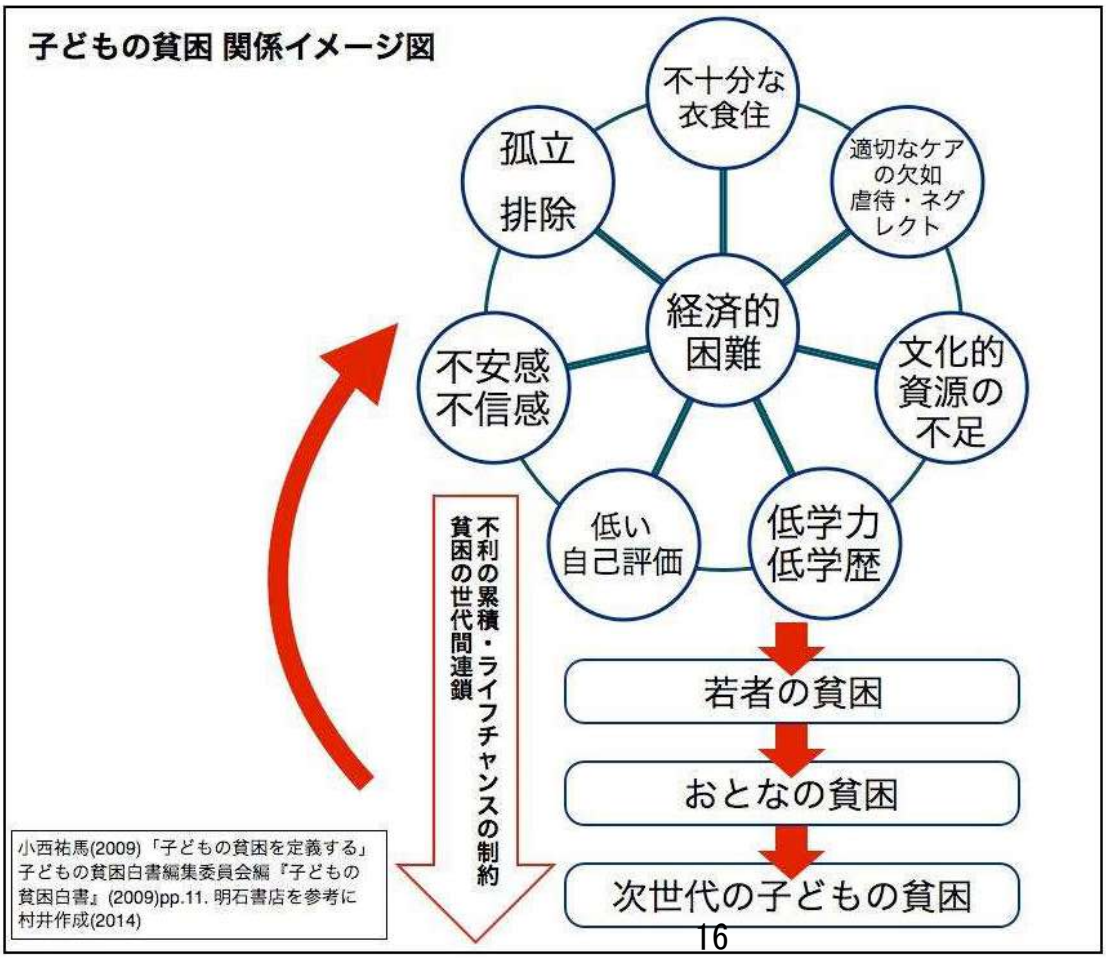

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいいます。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

複合的困難と累積する不利、チャンス・関係性を奪う

- 「お金がない」という問題は、経済的な次元を超えて、さまざまな不利と結びつく
- 基本的な生活基盤である衣食住、いのち・健康を守るための医療、時間的・心理的なゆとり、余暇活動・遊びにおける多様な体験、適切な養育・学習環境などにおいて、家庭の状況が大きく関係する
- 貧困は子どもに複合的な不利をもたらし、能力の伸長を拒み、希望を失わせ、可能性と選択肢を奪い、人や社会との関係性を断ち切っていく

“子どもらしさ”を奪われている現状＝剥奪状況

“子どもらしさ”とは、「学ぶこと・遊ぶこと・甘えること」

社会が、子どもを子どもらしくさせることが必要

現在の子育て世代の状況

人生で一番幸せな時間であるはずの子育てを負担に思ったり悩むことがある。子育てが原因での社会的孤立感

【第8回21世紀出生児縦断調査結果の概況（22年7月14日）】

負担に思うことや悩みの内容（複数回答）

①子育ての出費がかさむ
②気持ちに余裕をもって子どもに接することができない
③子どもと過ごす時間が十分に作れない
④子どもの病気などのときに仕事を休みづらい
⑤自分の自由な時間が持てない
⑥子育てによる身体の疲れが大きい
⑦仕事や家事が十分にできない
⑧子どもについてまわりの目や評価が気になる
⑨しつけのしかたが家庭内で一致していない
⑩配偶者が子育てに参加してくれない

その他、「子どもをもつ親同士の関係がうまくいかない」「しつけのしかたがわからない」「子どもを一時的にあずけたいときにあずけ先がない」「子どもが急病のとき診てくれる医者が近くにいない」「子どもを好きになれない」

子育ての負担・不安感

子育てをしていて負担・不安に思う人の割合

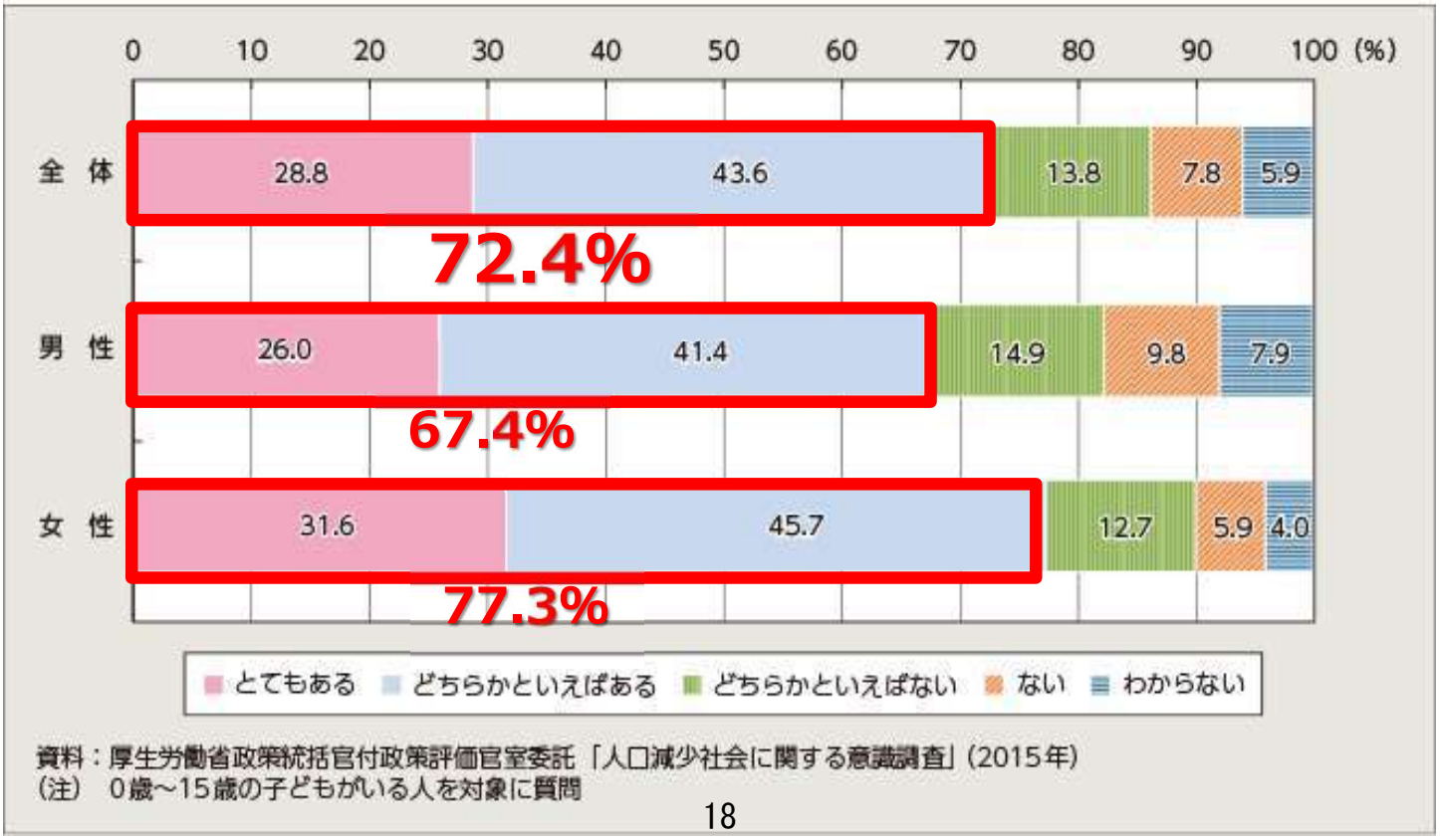

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「人口減少社会に関する意識調査」（2015年）
（注） 0歳～15歳の子どもがいる人を対象に質問

家庭教育をめぐる状況（地域におけるつながりの希薄化）

地域の中での子どもを通じた付き合い

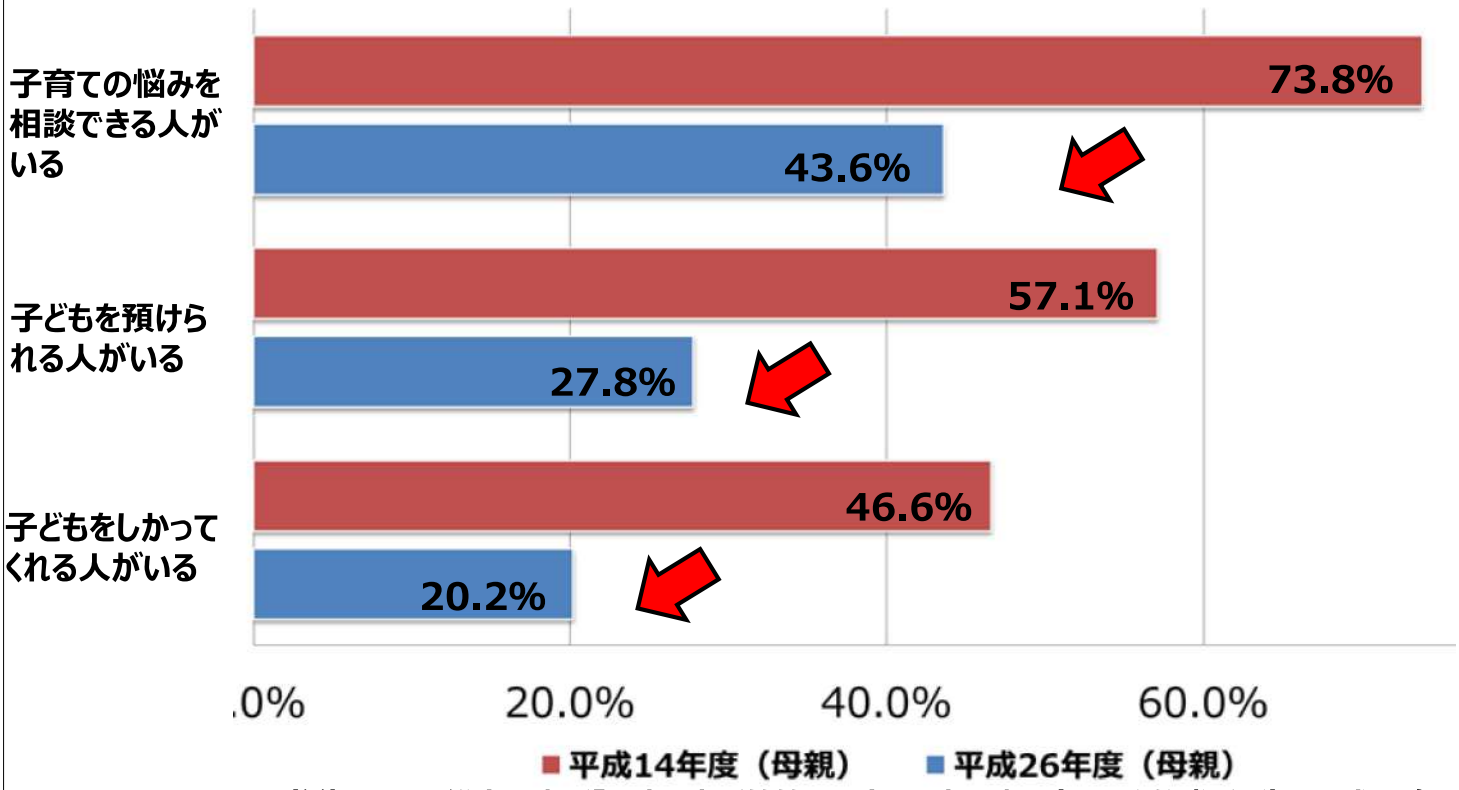

（㈱）ＵＦＪ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」（厚生労働省委託）（平成14年）
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング「子育て支援施策等に関する調査2014」（平成26年）

地域におけるつながりの希薄化

地域の中での子どもを通じた付き合い

保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買い物などの際に、あいさつをする人がいる　44.3%

子どもを通じて関わっている人はいない　24.2%

平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援充実のための実態等把握調査研究～」（文部科学省委託調査）

家庭の養育機能の低下

コミュニティ意識の低下

挨拶や顔の見える関係の弱体化

教育や福祉の無関心化・専門職依存

社会的孤立の深刻化

社会的孤立のリスク

①「自分自身からの疎外」

→人は他者をとおして自分の状態を知る
自分とは何か、自分の存在、さらに自分の城塞さえ正確に認識することが困難となり「自己認知不全」を起こす

②生きる意欲「生きる意欲の低下、働く意欲の低下」

→何のために働くのか：内的動機づけ
→誰のために働くのか：外的動機づけ
→意欲の低下は自殺の危険性を高める

③「社会的サポートと繋がらない」

→良い制度も知らない、教えてくれる人がいない、
繋いでくれる人がいないと存在しないと同じ
→対処が遅れ問題が深刻化し社会保障のコストも増大する

出典：厚労省オンデマンド研修2023伴走型支援(奥田知志)
伴走型支援の考え方(NPO法人抱樸理事長：奥田知志)
https://www.youtube.com/watch?v=i2OAiwL-Vs0&list=PLMG33RKISnWhyvfgPO9bKzgp2qkKWBXEZ&index=2

社会的つながりが弱い人のニーズ特性

- **声を奪われて、支援ニーズが表明できない**
  - 様々な理由（困難を自己責任とみなす社会的風潮等を含む）から、自ら声を上げることができない。⇒ニーズが潜在化しやすい。
  - SOSを出すことを躊躇したり、それを隠そうとするだけでなく、思い切って出したSOSが受け止められないと、孤立はますます深まり、状況がさらに悪化する。
- **多様化、深刻化、複合化**
  - 長期に渡る生活の積み重ねの中で、時間とともに多様化したり、深刻化して支援が困難になっている場合が多い。
- **「受援力」の弱さ**
  - 結果として、生きる意欲が低下していたり、自暴自棄になっている場合も多く、支援者と信頼関係を形成し、関係構築していくことが難しい

- 日本学術会議（2018）「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」

今の制度でどうして解決できないのでしょうか？

- **日本の社会保障は、家族や安定した雇用を前提（「標準世帯」！）につくられてきたが、その前提が揺らいでいる。高齢、児童、障がいの各分野の中では包括的な支援のしくみがつくられてきたが複合課題の場合、対象者別の制度だけでは問題解決につながらない。**
- **⇒次の段階として、縦割りを包括化していく戦略が必要となっていいます。**

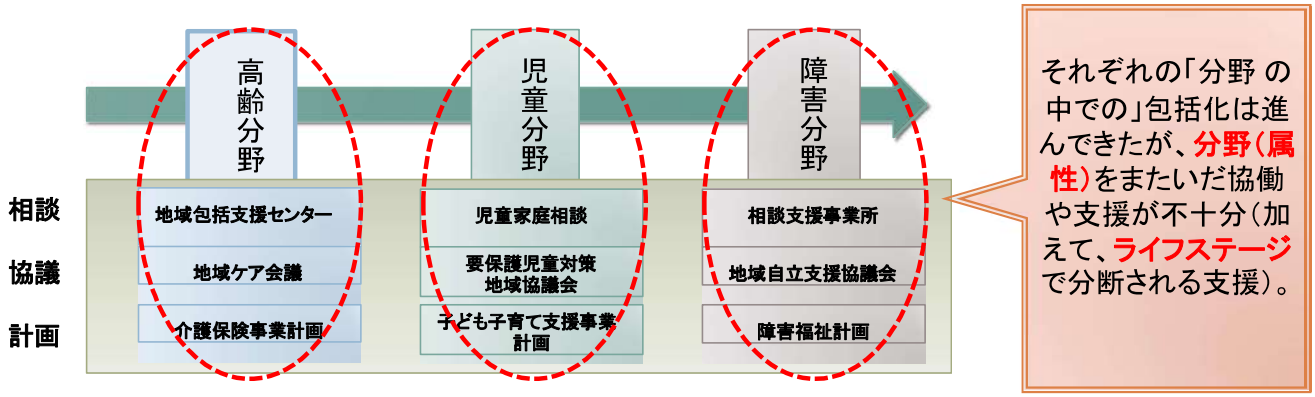

出典：滋賀県社会福祉協議会えにしアカデミー講義資料
同志社大学教授　永田　祐氏

申請制度の壁を越える“お節介”のススメ

お節介とは、「節度のある介（なかだち）」

お節介さんとは

目配り・気配り・心配りができて、

他人の困りごとを放っておけない人

お節介さん≒ボランティア精神あふれる人

「介」には、「間にはいってなかだちをする人」という

「介」は英訳すると“コーディネート”の意味があります。

★真の“お節介”とは、「予防的支援」！

＝鋭い感性と、瞬時のアセスメント（判断力）と

困っている人を放っておけない行動力のある

ソーシャルワーカーが求められている

これからの地域福祉の考え方

公助（行政や専門職により支援）

生存権保障。行政・自治体が責任をもってセーフティネットを構築する

共助・近助（住民相互の助け合い）

公助だけでは対応できない生活課題に対し，皆で協力して解決する地域福祉活動・ボランティア活動

＝主任児童委員の役割は、公助と共助・近助・自助をつなぐ役割

自助（セルフヘルプ活動）

お互いさま、当事者や家族がお互いに協力し、支え合って自分たちに暮らしを豊かにする

主任児童委員の皆さんは“自立”の概念を広げよう！

●自己完結型自立→孤立に進む可能性

＝「自分のことは、自分でする。他人に迷惑をかけない」

◎相互実現型自立（助け上手　助けられ上手）

受援力（震災復興）・**依存力**（河合隼雄）

＝「自分でできることは、自分でする。
ただし、自分一人でできないことは、人の助けを受けても、
かけがえのない自分の人生を生き抜く」

※「受援力」（2011.3.11震災からの教訓）

※「依存力」:「自立と依存は対極ではない。自立とは、信頼でき依存（頼りに）出来る他者がいることを実感できること（河合隼雄）」

※「自立とは、社会の中に依存先を増やすこと」（熊谷晋一郎）

※「自立するには相互に依存しながら生きていくことが大事」
（メアリー・リッチモンド『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』）

35

◎子どもたちの自尊感情（セルフエステーム）
自己有用感を育てる

○「自分を肯定的に認め、自分に自信を持ち、他人に思いやりを持ちながら、自分を価値あるものと誇れる気持ち」

○『あるがままの自分』を理解し、『欠点も持っているが一生懸命生きている自分』を肯定的にとらえることができる心の状態を『セルフエスティームが高い状態』という

自尊感情・自己有用感とは、自分を愛する気持ち、
自分は誰かに愛されている、必要とされているという自信

※「人は必要とされることを必要とする」（エリク・エリクソン）

36

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分には人並みの能力がある」という自尊心を持っている割合が低く、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。

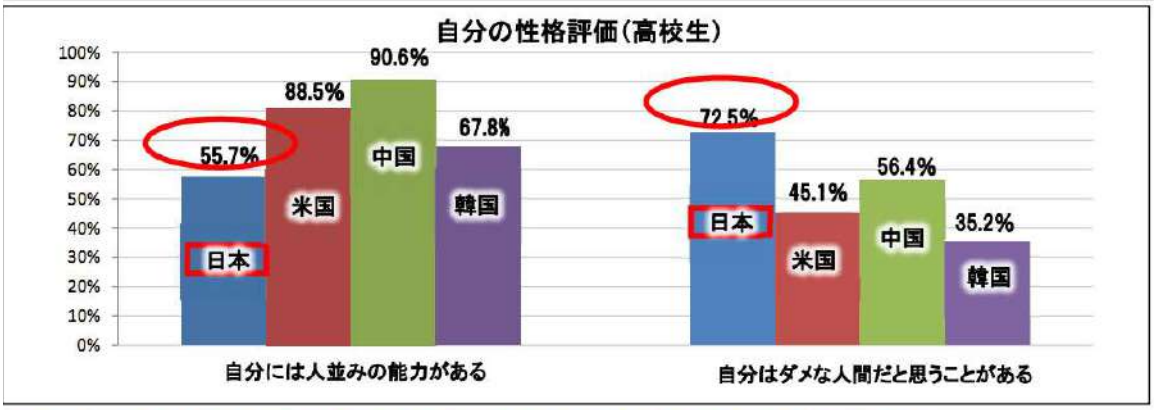

（出典）
（財）国立青少年教育振興機構
「高校生の生活と意識に関する調査報告書」（2015年8月）より
文部科学省作成

【問33－2】 私の参加により，変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

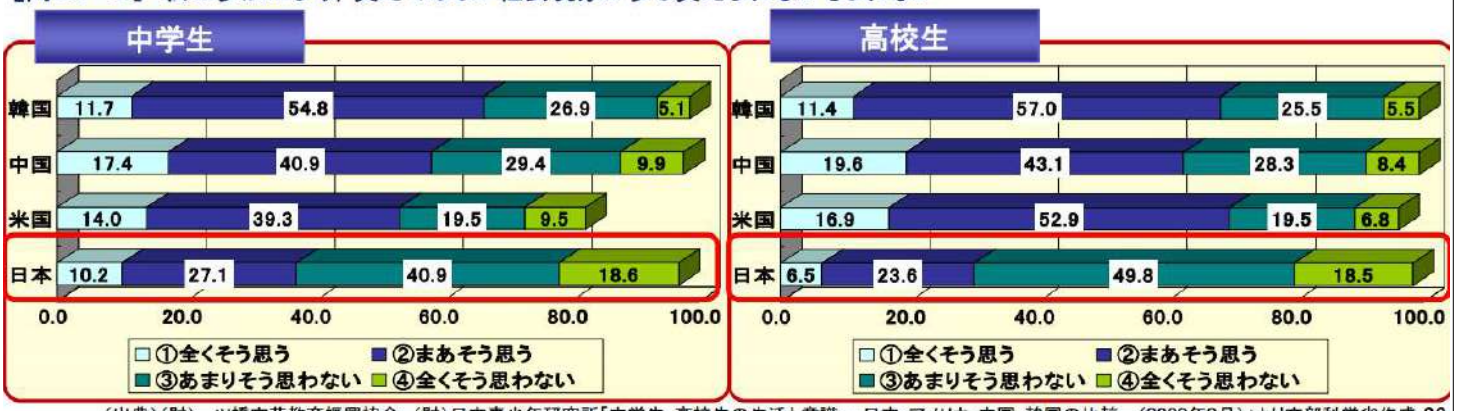

（出典）（財）一ツ橋文芸教育振興協会，（財）日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 －日本・アメリカ・中国・韓国の比較－（2009年2月）」より文部科学省作成 22

子ども若者・ひきこもり支援のスモールステップ①

ストレスに対する一種の行動として、一旦「ひきこもる」という行動に入ると、 長期化しやすいだけでなく、第三者との関わりをなくして、社会にでていくことは困難となり**「社会的孤立」**の状況になります。

★対話型支援による安心と安全の回復

家族や支援者の価値観を押しつけず、「**非審判的態度**」で接することが大切です。自分の価値観や考え方を一旦脇に置いて、当事者の想いを聴くことが、問題解決の第一歩となります。

★予防的支援のための“お節介”のススメ＝地域の力

お節介とは**「節度のある介（なかだち）」**という意味です。「介（なかだち）は、英語で（Coordinate）という意味があります。

お節介の本来の意味は、**「目配り・気配り・心配りができて、他人の困りごとを放っておけない人」です。**本人や家族だけで取り組むのではなく、本人や家族に寄り添い、専門職に「ホウレンソウ(報告・連絡・相談」して、つなげることで予防的支援につながります。

子ども若者・ひきこもり支援のスモールステップ②

★自尊感情・自己有用感の回復

すべての人は、自分の問題を自分で解決したいという**「ワーカビリティ（自己問題解決力）」**を持っています。ひきこもりは、さまざまな生きづらさや挫折感を体験し、誰もが持っている「ワーカビリティ」を発揮できない状況に陥っている状況であると理解してください。

このため、自分自身への**信頼感や自己肯定感・自己有用感を回復させることが当初の目標**です。「人は必要とされることを必要とする」

★就労・修学をゴールにしない、家族関係の修復

家族や身近な人が「就労や就学以外に選択肢を認めない、将来はないと」いう価値観を本人に押しつけてしまうと、ますます援助を求めることができずに孤立していくことになります。このため、**ひきこもり支援の初期段階においては、就労をゴールに設定するのではなく**、本人の抱えている課題を見極めた上で、まずは**家庭の中に安心できる環境を保障し、家族間で会話を取り戻すこと**が大切です。そして少しずつ他者との関係性を広げていくことが大切です

【図1】

「直接的専門的支援の必要性」と「デマンド・問題意識の有無」のマトリクスで考察する

今日的福祉課題に対するコミュニティソーシャルワークの役割

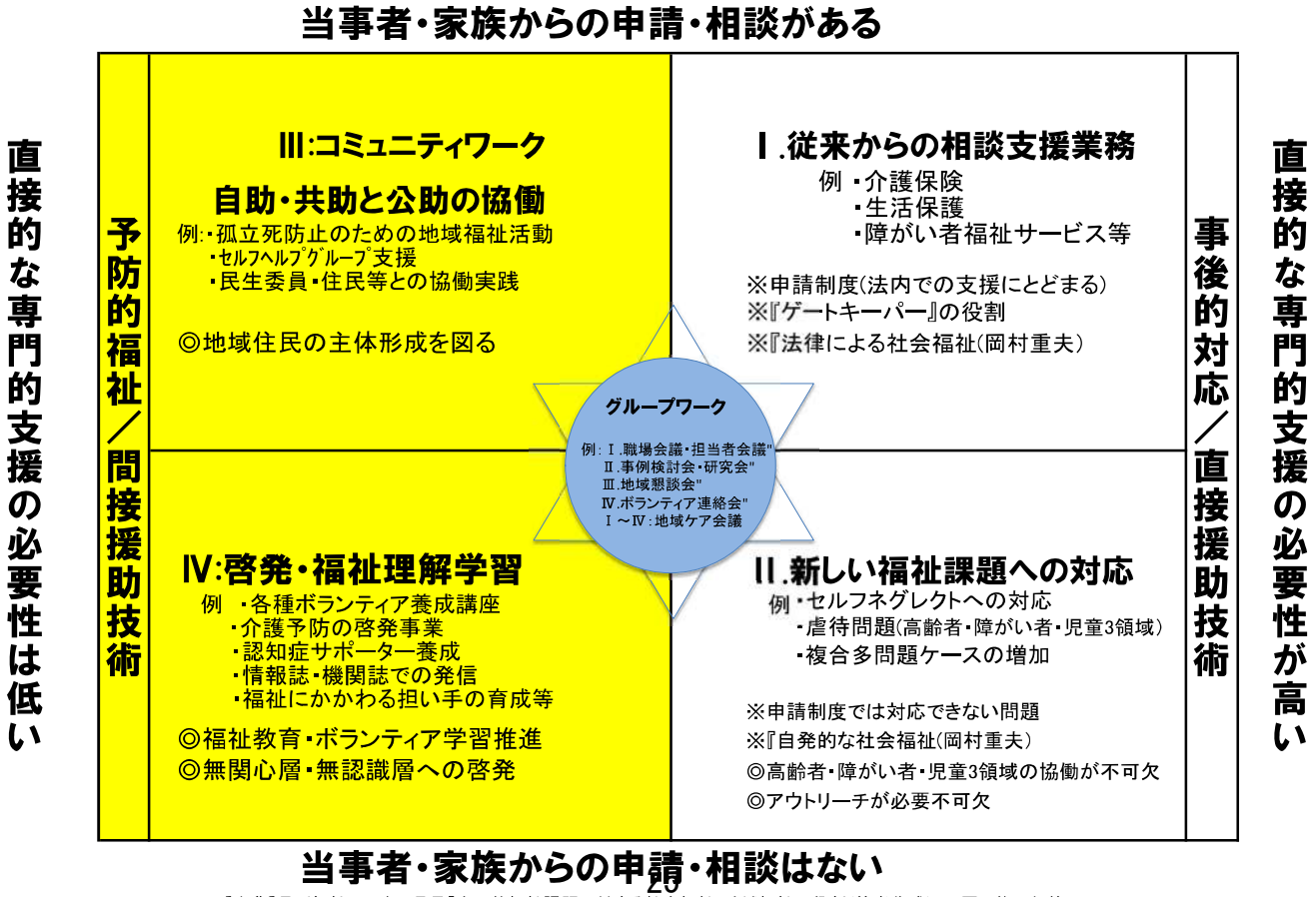

【出典】月刊福祉2014年5月号「今日的福祉課題に対する社会福祉・地域福祉の役割（筆者作成）」の図に修正加筆

沖縄県サンクス運動

T:ちいきの
H:ひとびとが
A:あかるい
N:ネットワークを
K:きずき
S:ささえあうしゃかい

＜3つの柱＞
①住民主体の支え合い
②地域福祉課題への協働
③コミュニティソーシャルワーク
　を担う人材育成

沖縄県サンクス運動は、地域共生社会実現のための重層的支援体制整備事業と共通の理念をもって展開しています。

社協コミュニティワーカー（地域担当職員）と コミュニティソーシャルワーカーの協働の重要性

①社会福祉協議会コミュニティ・ワーカー（COW）

＝「一般コミュニティ」の構築と活性化

主に，地域の普遍的福祉課題を対象に，地域組織化，地域の主体形成（コミュニティ意識）を高める役割

②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

＝個別支援からコミュニティワークへの橋渡し

コミュニティソーシャルワーカーは，住民の個別支援を行うと同時に、地域の普遍的課題に発展させる役割

①COW：主に地域福祉推進（マクロ視点）で、共生のまちづくり
② CSW：主に個別支援（ミクロ視点）から地域支援に働きかける
①②の個々の役割の違いを理解し、協働することが必要不可欠

子ども家庭福祉サービスにおける四つの支援

①子育ち支援⇒子ども自身の成長．発達の支援

②親育ち支援⇒心身ともに親の生活を豊かにする
サービス、経験を共有し合う仲間づくり

例：一時的保育、育児リフレッシュ、等のレスパイトサービス

③親子関係の支援⇒子育てをする親を育てる視点

④生活環境の育成⇒これらの三つが存在する家庭
及び地域社会の育成

地域における子育て支援活動について
【アンケート調査から見えてきたこと①】

関係諸機関との連携

→小学校や地域のボランティアとは比較的連携がとれているが、児童相談所や保健福祉センター子育て支援室等の公的支援機関との連携が低い

【参考資料】

「学校と福祉をつなぐ事例集～気づく・つながる・支えていく～」
発行：学校と福祉の連携プロジェクト委員会
（事務局：豊中市社会福祉協議会）

「学校と福祉の連携ガイド」豊中市社会福祉協議会

地域における子育て支援活動について
【アンケート調査から見えてきたこと②】

子育てサロン活動

子育てサロンへの参加（積極的66％）

勧誘、紹介は比較的できている

「子育てサロン・子ども食堂」の今日的意義

「子育てサロンやこども食堂」は、子どもや保護者の居場所・ほっとできる場づくり&雰囲気作りです。

困難を抱える子どもたちだけの支援ではなく、社会的孤立をなくすために、すべての住民一人が幸せを実感できるまちを、こども支援の活動を通して、住民が学校や行政・社協・各種専門職と力を合わせて自分たちの手で創り上げる地域福祉の一方法として「みんなの居場所づくり」だと考えます。

「居場所」が果たす3つの機能

①避難所機能（「社会からのまなざし・期待を受けずにすむ場」）

②自己承認機能（安心の場、自分自身が受け止められ、受容される場）

③創造機能（外在的な要求・任務にさらされることなく、自分（たち）なりのやり方で何か新しいものを創造していくことが可能な場）　南出吉祥（2015）

子育てサロンやこどもの食堂は、ナナメの関係構築

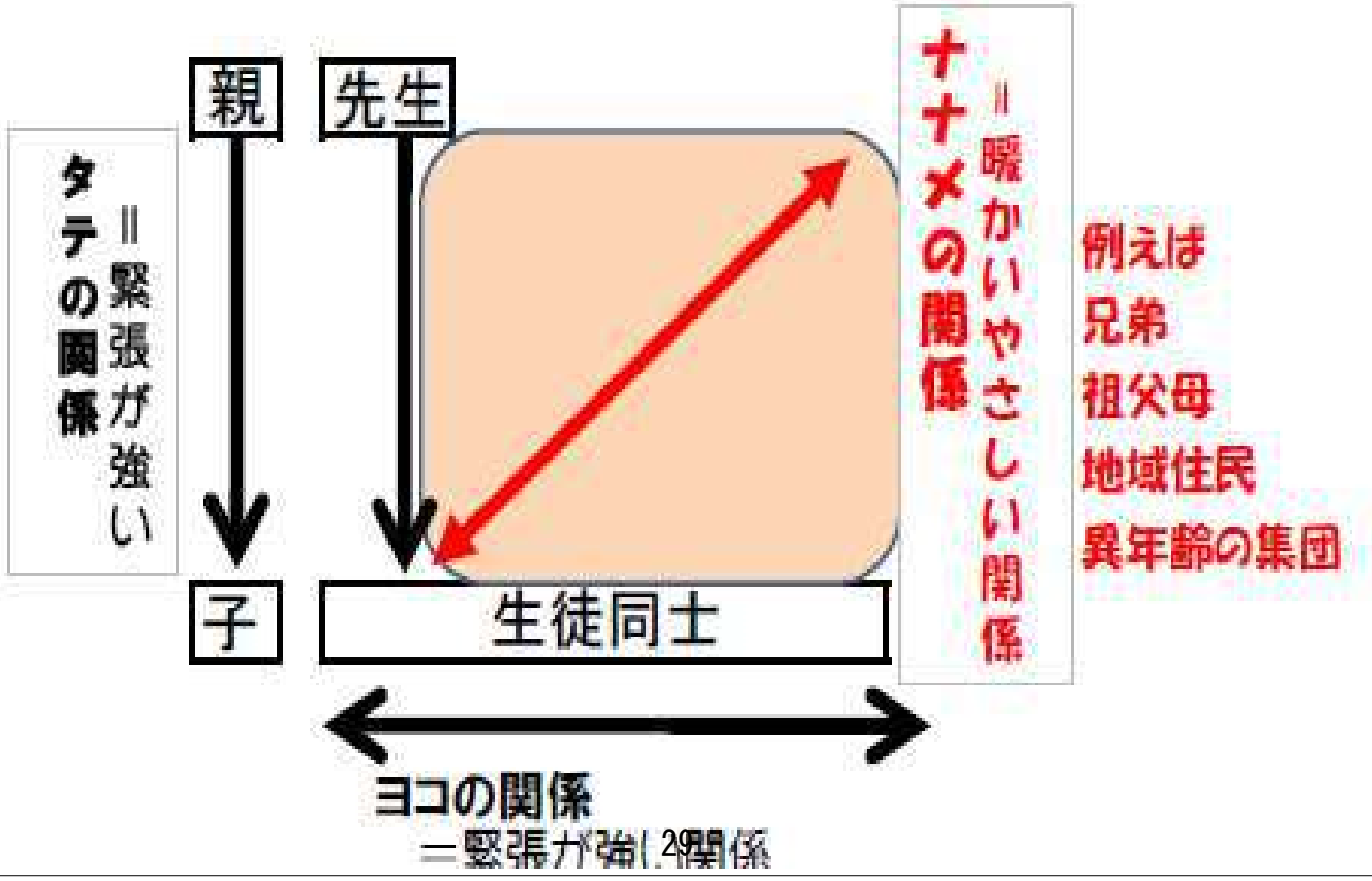

地域における子育て支援活動について
【アンケート調査から見えてきたこと③】

子育てサロン以外の活動

→子育てサロン以外の活動との連携は
あまりできていない

①子育て中の母親サークル(していない78％)
②子育て中の父親サークル(していない88％)
③子育て自主学習会(していない48％)
④障害児・保護者対象の活動(していない73％)
⑤児童虐待防止の活動(していない20％・少し50％)

地域における子育て支援活動について
【アンケート調査から見えてきたこと④】

相談活動

→相談活動との連携はあまりできていない

①子育て全般についての相談(していない38％)
②保育所入所等の相談(していない69％)
③地域の子育て支援情報提供(していない41％)
④行政の子育て支援施策情報提供(していない55％)
⑤家族関係等の家庭相談(していない61％)

主任児童委員の子育て支援活動における重要なポイント

★他機関との連携力/ネットワーク力

◎他機関との連携・協働を図る

◎他機関とのネットワーク会議の開催

★主任児童員同士のチームワーク

◎事例検討会・実践活動報告会の定例化

◎事例検討・実践活動報告集の作成

主任児童委員と専門職・行政との協働

◎双方の日頃からの**顔の見える関係（信頼関係）づくり**

○各分野の専門職や行政職員は、
複合多問題の事例に関して民生委員児童委員や地域との連携も検討する（地域協働）

○各分野の専門職や行政職員は、
民生委員児童委員・主任児童委員からの
連絡・相談に**迅速に対応**する

○各分野の専門職や行政職員は、必要があると判断したら
分野横断的な他職種連携・地域協働により
幅広い**支援ネットワーク**を展開する

主任児童委員にお願いしたいこと

●発見・ホウレンソウ！・見守り

発見＝①困っている人②地域のお節介さん

ホウレンソウとは、

行政や専門職への「報告・連携・相談」

●公助と共助のつなぎ役

- 公助=専門的知識を使って問題解決する
- 共助＝身近な支えあい
- 自助・近助＝発見＆見守り

53

主任児童委員の皆さんが活動をしやすくするためのポイント

○自助・共助と連携・協働して地域福祉を推進する

○主任児童委員の担当地域は、広すぎるので、
まず「ご近所のお節介さん（ボランティア精神旺盛な人）」を探そう！

○「ご近所のお節介さん」は、ご近所の困りごとが見えて、それを「ほっておけない人」

○「ご近所のお節介さん（ボランティア）」と協働して課題解決したり、後方支援・応援をする重要な役割

54

主任児童委員の7つの働き

①社会調査（困りごとの発見・アセスメント）
②相談支援（傾聴・共感的理解等）
③住民への情報提供（制度・サービス等）
④ホウレンソウ（報告・連絡・相談）
⑤調整（コーディネート）
⑥生活支援（日常の見守り活動）
⑦意見具申（活動で感じた不備な点や改善点を指摘し、提案する）

55

【《知識編》信頼形成プロセスにおけるコミュニケーションの重要性】

〇コミュニケーションは、相談支援サービスの成否を決定するほど重要です。
〇コミュニケーションの深まりの程度によって、ソーシャルワークの内容も変化する
〇ラポール（ワーカーと利用者の信頼関係）の深まりをみながら介護していく

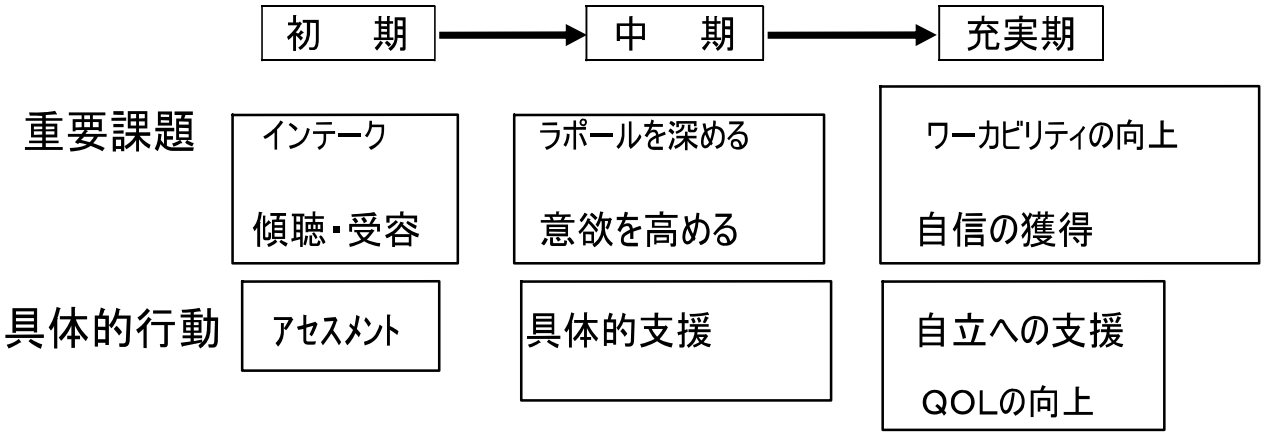

信頼関係のない「助言（アドバイス）」はクレームに感じる

＜ラポール（信頼関係づくり）が重要な理由＞

我々専門職としてよくあるのが「こうすべきだ」とか「こうした方がきっと、その利用者にとってプラスだ」という思いが強ければ強いほど、すぐに指導してしまいがちですが、　そうしてしまうと、利用者の方が、まだ、そこまで受け止めきれない時なんかでしたら、援助関係自体が、うまく進んでいかなくなり、結果として、利用者がサービスを受ける際の不満になってしまうことが多い。

カウンセリングマインドとは
＝受容・共感・傾聴の重要性

①受容（無条件の積極的関心）
②共感（共感的理解）
③傾聴（姿勢を前傾し、聴く＝耳＋目・心、）
④「話させ上手」＝相手が話したくなるような雰囲気づくり

＜雑談力の具体例＞
・相手の「興味。関心」がありそうなことを見つけて質問する
・上手に質問して相手から会話を引き出し，会話をリードする
・相手の「いいとこ探し」をして、ほめる（承認欲求の充足）
・まずは、話し手が少し自己開示（自分のことを話す）する

57

民生委員児童委員の皆様にお願いしたいこと

◎「話し上手、聴き上手」になる＝ Yes＋And話法

・話上手→相手のわかる言葉でお話しをする：
・聴き上手（受容・傾聴）→相手の想い（気持ち）を受け止める

◎「助け上手，助けられ上手」になる

・ご自身の得意なことや、一人でできることは積極的に取り組む
・苦手なことや一人では難しいときは、積極的に協力をもとめる

◎「伴走型支援」を心がける＝“雑談力”を身につける

・民生委員児童員の皆さんは市民の豊かな生活の応援団です

◎提案型福祉＝「汗もかくけど，口も出す」を心がける

・民生委員児童員の皆さんが日々、活動されていて気づいたことや
改善点を行政や専門職に提言し、よりよい福祉に実現に寄与する

主任児童委員活動に
求められる大切な姿勢

WALKINGのすすめ

Wait(待つ):子ども達を信じて待つことのできる力
Action(行動):子ども達と一緒に動く行動力
Look(観察):長所(ストレングス)をしっかりみる観察力
Kindness(親切):子ども達への思いやりの心
Ice-break(緊張をほぐす):緊張をほぐすユーモア
Narrative(語り):「話し上手　聴き上手」
Gaiety(陽気さ):リラックスさせる明るさ

参考資料

民生委員児童委員活動全般を通した悩みや苦労（当日資料26頁）

2）民生委員・児童委員活動全般を通した悩みや苦労

大阪府民生委員児童委員協議会連合会
「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成

61

活動しやすい環境づくりに向けて必要な取組み（当日資料27頁）

大阪府民生委員児童委員協議会連合会
「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成

62

活動しやすい環境整備に向けて（提言） 当日資料44頁

「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成より

Ⅲ 活動しやすい環境整備に向けて（提言）

2 個別支援・プライバシーの問題に関するフォローの取組み

- 毎月の積み重ねが大事。
- さまざまな事例を聞くことで、新任の委員でも、ある程度自分で判断できるようになります。

- 必ず全員発言してもらうようにしています。
- 困ったことは、一人で抱え込まず、みんなで相談しています。

地区委員会で、情報共有や気軽に相談し合える場を定期的につくろう!

上手な運営のポイント

- 一人で悩まず、みんなで共有する
- 解決方法を一緒に考える（専門家に入ってもらってもよい）

- 行くのが楽しみになるような場になるようみんなで心がけています。
- 時には、お菓子などを持ち寄るなど、和んだ

活動しやすい環境整備に向けて（提言：当日資料45頁）

3 行政からの情報提供、証明事務依頼時の丁寧なつなぎ

地域により、行政から提供されている情報の内容や、また、その個人情報について情報提供の同意を得られたものであるかどうかなど、状況はさまざま…

活用方法・目的…何のために必要か　情報提供の範囲…どこまで必要か

↓

合意形成を図る検討の場

守秘義務：民児協　／　行　政　／　地域団体

個人情報の取り扱いに関する仕組みやルールの整備を検討課題に!

証明事務依頼時には

- 民生委員に一報入れるなど、行政の担当窓口や関係機関が、必ず間に入る。
- 本当に必要な状況確認についてのみ依頼をする。
- 役所等の手続きのために形式的に必要なサインなのであれば、民生委員に責任を求めないことが担保されるよう、整理やルール化をしていく。

「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成より

民生委員・児童委員としての喜び・やりがい

★感謝される，地域の様々な人とつながり信頼される

＜やりがい＞

〇喜んでもらえること、感謝されること

〇役立っていると感じること

:「人は必要とされることを必要とする」（エリク・エリクソン）

〇知り合いが増えること

・近所に顔の見える関係のが増える

〇地域とのつながりが広がる

・ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の拡大

これから民生委員・児童委員になったばかりの人に伝えたいこと

〇いろいろな人とかかわることで、とても人生の勉強になります。

〇心配しないでいいですよ。とても充実した活動です。

〇民生委員同士で、みんなで受け止める，声かけあい、助け合う仲間想いの組織です

〇一人の負担にならないようにしています。

大阪府民生委員児童委員協議会連合会
「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成

65

主任児童員・民生委員児童委員が活動しやすい環境とは

①対象者・見守りが必要な方（居場所）について、情報がある

②地域活動で得たつながりを活かせる
（情報が入る、見守りのお手伝いを頼める）

③仲間と情報を共有し、困ったことを相談できる

④行政や社協などの専門機関との連携による支援体制がある

⑤自分や家族の時間も大切にできる／夜間等の対応

⑥感謝される、地域の様々な人とつながり信頼される

大阪府民生委員児童委員協議会連合会
「民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に向けた調査報告書」平成28(2016)年作成

66

民生委員・児童委員とその活動の充実発展に向けて
行政・関係機関・民児協関係者等が取り組んでいくべき

5つの施策提案

＜提案1＞

委員の悩みや苦労を支える仕組みと“1期目の壁”を乗り越えるサポートの充実

順位	分類	内　容	割合
1位	情報把握	プライバシーにどこまで踏み込んでいいか戸惑う	66.6%
2位	知識・援助方法	援助を必要としている人との人間関係の作り方が難しい	45.2%
3位	情報把握	支援を必要としている人がどこにいるか分からない	45.2%
4位	情報把握	支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	38.3%
5位	知識・援助方法	社会福祉に関する知識や情報の理解が難しい	36.5%

★大阪府内の民生委員児童委員の9割以上が活動へのやりがいや達成感をかんじている一方で、9割以上が対人支援に悩みや苦労を抱えていることが分かった

＜提案＞

「助け上手・助けられ上手」になる

①民生委員・児童委員だけですべてを支援するのではなく、行政機関や専門職等との他職種連携や地域住民や福祉委員等地域との協働が重要です。

②ベテラン委員が新任委員をフォローしたり，ネットワークづくりを行う。

出典：Well(ウエル)おおさか 「民生委員・児童委員の活動を発信!!」
大阪府民生委員児童委員協議会連合会発行vol.45(令和3年7月)

民生委員・児童委員とその活動の充実発展に向けて
行政・関係機関・民児協関係者等が取り組んでいくべき

5つの施策提案

＜提案2＞

働きながら民生委員・児童委員活動を両立できる環境の整備

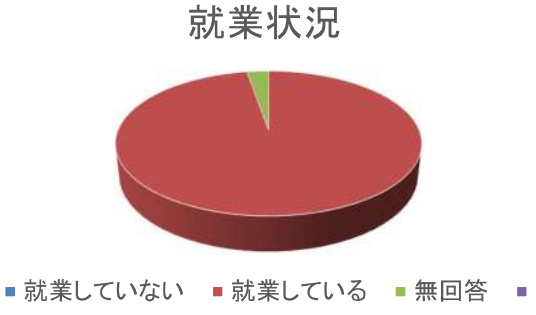

★大阪府内の民生委員児童委員の4割，主任児童委員の6割が就業しながら委員活動を行っていることがが分かった

＜提案＞

働きながら民生委員・児童委員活動を両立できる環境の整備

①会議・研修会などの開催日時を考慮する。後から情報や資料を共有できる仕組みづくり

②コロナ禍で進んだ“オンライン研修”“オンデマンド研修(動画据置型研修)”の活用

赤字は新規提案

出典：Well(ウエル)おおさか 「民生委員・児童委員の活動を発信!!」
大阪府民生委員児童委員協議会連合会発行vol.45(令和3年7月)

民生委員・児童委員とその活動の充実発展に向けて
行政・関係機関・民児協関係者等が取り組んでいくべき

5つの施策提案

＜提案3＞

次世代を担う委員の参加促進と委員活動の“見える化”の推進

★現在、テレビ・ラジオでの「私のまちの民生委員♪」の啓発放送が好評！
＜提案＞
①小・中高校生の福祉教育の一環として、社協と協働して子どもたちに活動の理解を促す
（阪南市）
②見える化プロジェクト：大学生が、民生委員・児童委員活動を体験(河内長野市)

＜提案4＞

自治会・町会だけに依存しない多様な委員選出の仕組みの構築

＜提案＞
①地域性に合わせて多様な団体等から候補者を推進できるような仕組みの導入も検討

出典：Well(ウエル)おおさか 「民生委員・児童委員の活動を発信!!」
大阪府民生委員児童委員協議会連合会発行vol.45(令和3年7月)

民生委員・児童委員とその活動の充実発展に向けて
行政・関係機関・民児協関係者等が取り組んでいくべき

5つの施策提案

＜提案5＞

担い手確保・活動環境改善に向けた新たな試みの推進

★「民生委員協力員（大阪府太子町）」「福祉協力員（三重県川越町）」および「複数担当制（班活動）の導入については、「導入して欲しい」「試験的に導入して判断したい」などの積極的な回答が4割あったが、一方で、「わからない」という回答も4割で回答が分かれる結果だった。
★調査当時（令和2年4月）は、ICT（情報通信技術）への心理的な不安を理由とする回答が多かった。
＜提案＞
ICT（情報通信技術）の活用については、今回のコロナ禍の状況で積極的にオンラインによる会議や情報共有等にタブレット端末等、ICTを積極的に活用している地域も増えていると考えられる

出典：Well(ウエル)おおさか 「民生委員・児童委員の活動を発信!!」
大阪府民生委員児童委員協議会連合会発行vol.45(令和3年7月)

学校と福祉を
つなぐ事例集

～気づく・つながる・支えていく～

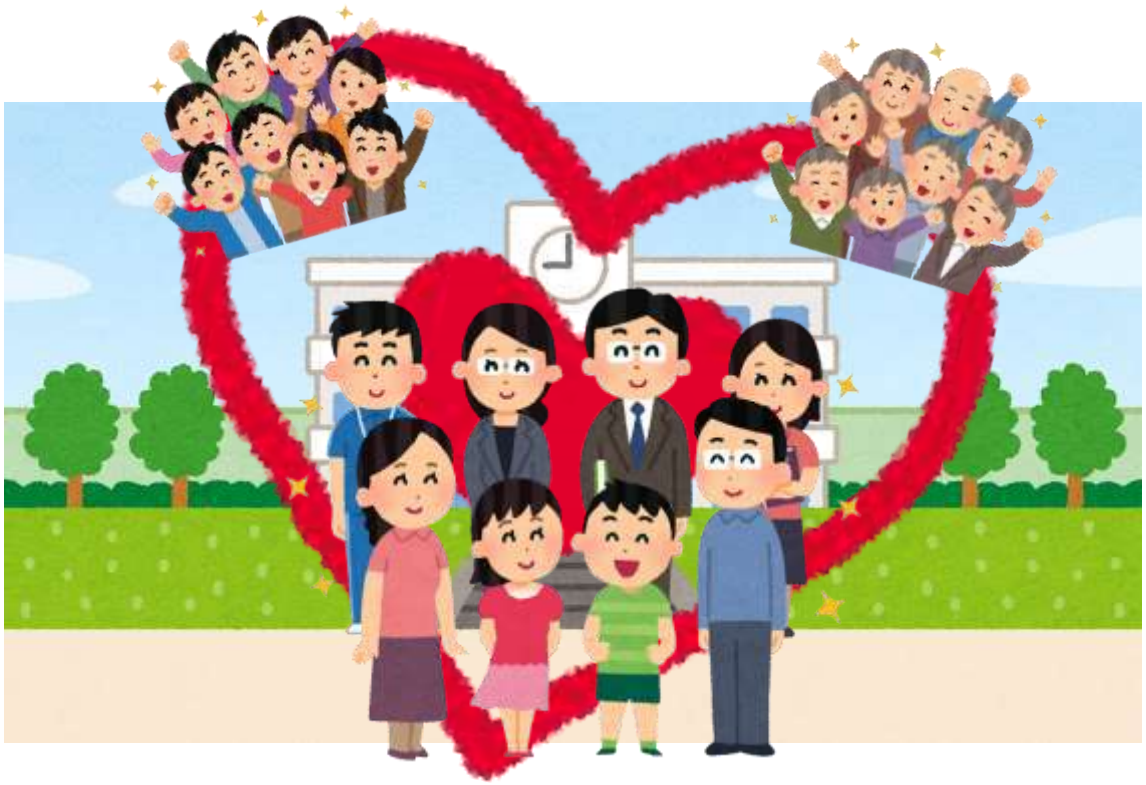

発行：学校と福祉の連携プロジェクト委員会

（事務局：豊中市社会福祉協議会）

目　次

発行にあたって　…　１

１．連携のサイン　…　２

２．連携の方法　…　３

３．スクールソーシャルワーカー（SSW）と
　　コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割　…　４

４．連携事例　…　５
Ⅰ．学校・主任児童委員と CSW の協働により予防的支援につながった事例
Ⅱ．学校・養護教諭と CSW・主任児童委員等の協働支援事例
Ⅲ．外国人世帯に対する学校と福祉の協働支援事例

５．関係機関一覧（相談窓口）　…　１３

【資料】
とよなか子ども食堂 MAP　…　１４
教職員のための福祉との連携ガイド　…　１６

～　発行にあたって　～

令和元年（2019年）、豊中市の委託で本会に地域共生推進員が配置されました。そこで、生活課題を抱える子どもと親などに対して包括的な支援が行えるよう「学校と福祉の連携プロジェクト」を立ち上げました。これまでに、SSW と CSW の意見交換会や『教職員のための福祉との連携ガイド』の作成、福祉と学校の連携モデル校の設置などを通じて、学校で気になる子どもと家庭を早期に発見し、相談・支援につなぐことをすすめてきました。４年目となる令和４年度は、これまでの連携で支えることができた事例の一部を学校現場にご紹介することで、いち早く、より多くの子どもと家庭の生活改善につながることを目的に事例集を発行することとなりました。

子どもの貧困、孤独、虐待、ヤングケアラーなど、子ども達をめぐる状況は、コロナ禍でますます厳しくなっています。この事例集が、子どもの未来に少しでも希望となり、福祉につながるきっかけとしてご活用いただければ幸いです。

最後に、事例集の作成にあたり、個人情報保護の観点から支援内容に影響のない範囲で加工した事例を掲載しています。ご協力をいただきました関係者のみなさまに感謝いたします。

令和４年９月

社会福祉法人　豊中市社会福祉協議会

Ⅰ．連携のサイン（一例）※具体的な事例は P.5 から紹介しています

Q：「進学費用を用意できない」「奨学金制度が分からない」

A：就学援助や奨学金、大阪府生活福祉資金　教育支援資金貸付の手続き支援等ができます。

Q：「生活困窮で経済的に苦しい」（修学旅行費の積立てができない、学級費や給食費を滞納している等）

A：食料品の支援など、生活の様々な相談にのり支援を行います。

Q：「朝、起きられず学校に行けない」「通院できていない」

A：利用できる制度の提案やボランティア等による支援体制づくり、CSW による個別支援などを行います。

Q：「家が片づけられない」「衣類が臭う」

A：家の片づけ支援や、ヘルパー利用の案内、生活支援サービス等、ボランティアを紹介します。

Q：「外国ルーツの親子が生活習慣等で困っているようである」

A：母語で相談ができるように、とよなか国際交流協会と連携し、通訳を依頼。困りごとを把握し生活支援等を行います。

Q：「保護者が孤立し精神的に不安がある」

A：保健師との連携や、主任児童委員の紹介、こども食堂等で親子の仲間づくり支援を行います。

Q：「家庭での様子が気になるが支援の方針がたたない」

A：こども相談課でコミュニティソーシャルワーカーなど関係者と支援体制を協議します。（個別ケース検討会議等）

2．連携の方法

困っている児童・生徒・保護者

発見　相談

○学校内で検討、課題解決に向けての取り組み
（管理職・養護教諭・生徒指導担当・担任・SSW・SC など）

○学校・地域・関係機関とのチームづくり
（見守り・役割分担・相談体制づくり等）

校内だけで対応できない場合は…

●虐待あるいは疑いがある
●ヤングケアラーあるいは疑いがある
●支援の方針がたたない

●生活課題が見えている
●伴走支援が必要

必要に応じて
相談・連携

こども相談課　こども家庭相談係
06-6852-8448（虐待）
06-6852-5544（ヤングケアラー）

社会福祉協議会
ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（CSW）
06-6848-1279

個別ケース検討

ＣＳＷなどによる家庭訪問

アセスメント

支援体制を確保

相談支援の開始

学校と情報共有しながらすすめていく

3.スクールソーシャルワーカー（SSW）とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

＜SSW＞	＜CSW＞
・教員に子どもの家庭の福祉課題の発見や気づきを促す ・校内体制を整えて外部支援などの連携を図る 【課題】 ・一年契約である ・社会資源の把握や地域とのつながりづくりなどは行いにくい ・勤務体制が一つの学校に常駐ではない為、継続支援や時間外での対応が困難	・生活支援や地域でのネットワークがあり具体的な支援を行える（例：家の片づけ、登校支援、手続き支援(外国人含む)、通院支援、学習支援　等） ・こども宅食などをとおして家庭支援へのアプローチがしやすい（子ども食堂などへのつなぎ、主任児童委員との見守りネットワークの構築　等） 【課題】 ・学校内からの SOS がないと問題発見がなかなか難しい

連　携

・交流会の実施（全体会及び圏域ごとのグループ開催）

・学校からの要請でケース会議

【用語説明】

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、制度の狭間の問題など個別の課題に対応する専門職です。豊中では市社協に配置され、７つの生活圏域に分けて担当しています。

４．連携事例　（個人情報保護の観点から実際の事例の一部を改編し紹介しています）

学校の教職員・養護教諭と CSW、行政職員等、多職種連携や、民生児童委員・主任児童委員・ボランティア等のインフォーマルな支援者と協働することは、連携・協働すること自体が目的ではなく“手段・方法”です。多職種連携や協働することの本来の目的は、“子どもたちの最大幸福”です。そして、連携・協働を円滑にする方法は、それぞれが個々の強みと弱みを理解して“助け上手・助けられ上手”になることです。

本事例集では、貧困の連鎖やヤングケアラー、外国人世帯への対応等、様々な専門職や行政職員と、福祉関係者の協働の必要性について実践事例を通して、“助け上手・助けられ上手”のポイントを紹介します。

※監修及びつながるポイントの作成：大阪教育大学特任教授　新崎国広さん

Ⅰ．学校・主任児童委員と CSW の協働により予防的支援につながった事例

事例　Ⅰ	昼休みになると廊下へ出ていく生徒に気づいたことから家族の生活改善・学習支援へとつながり進学をサポートできた事例
相談経路	中学校の担任→校長→ＣＳＷ
家族の状況	母子世帯、中学生の本人と引きこもりの兄 母はダブルワークだが困窮していた
ケース概要	昼休みになると廊下へ出ていく生徒の様子を気にした担任が、校長に相談。本人との面談を CSW に依頼されたことで家計の様子が分かったことから、家族とつながる。生活費の相談や兄の就労支援、本人の参加できる子ども食堂を立ち上げ、学習支援などを行い、進学を支援。高校進学後も子ども食堂のボランティアとして活躍。
支援の内容	①食材支援　②子ども食堂への案内(学習支援) ③生活費や教育支援資金などの手続き　④兄の就労支援 ⑤ボランティアとしての本人の居場所の支援
つながるポイント	教職員の強みは、学校内での子どもたちの様子や変化に最も早く気づくことができることです。本事例は、昼食時に生徒が教室外に出て行くという行動に担任教師が気づき、校長から CSW にホウレンソウ（報告・連絡・相談）を行ったことが、早期に問題を発見し、支援につながった好例です。日頃からの、学校と CSW の両者の信頼関係の形成が、早期に問題発見・対応につながったといえます。

事例　2	主任児童委員が家庭の様子から課題を感じ包括的支援につながった事例
相談経路	主任児童委員→CSW→学校
家族の状況	両親と小学生の本人と弟
ケース概要	父が病気を発症し、母が仕事と育児と家事で精一杯の様子に気づいた主任児童委員が母に声をかけたところから、不登校の様子を知った。CSW につながったことで本人家族へこども宅食やイベントの案内などを通じて家族支援のアウトリーチを行い、信頼関係を構築した。タイミングを待ち、本人の希望で学習支援に参加するようになったことで自信をつけ、登校できるようになった。
支援の内容	①父の病気について家族会や制度の紹介 ②CSW のアウトリーチ(こども宅食の支援) ③野菜収穫体験などのイベントや学習支援の案内
つながるポイント	主任児童委員や民生・児童委員等地域住民の強みは、普段の子どもたちや家庭の変化に最も早く気づくことができることです。 本事例では、主任児童委員が母親の変化に気づき、CSW に連絡・相談したことで、CSW・主任児童委員が中心となり家庭全体の生活支援（ファミリーサポート）を行うと共に、学校と連携して学習支援や不登校支援につながった多職種連携・地域協働の好例です。

【用語説明】
「民生委員」…民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員です。地域住民からの相談に対し、社会福祉の精神をもって住民の立場で相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして活動しています。
「児童委員」…児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっており、地域の子ども、妊産婦、母子家庭等に関する相談支援、情報提供に応じるほか、地域全体で子どもを育てる取り組みの展開や児童虐待の防止などの活動に取り組んでいます。
「主任児童委員」…児童福祉に関わる事項を担当し、民生委員・児童委員の一員として活動にも関わります。

事例　３	不登校の原因が弟妹の世話をしているヤングケアラーという課題がわかり支援につながった事例
相談経路	学校→SSW→民生委員・CSW
家族の状況	母子世帯、小学生の本人と妹と弟
ケース概要	当初は本人の不登校が続いていたが、学校が生徒の休む理由について弟妹の世話であると気づき、ヤングケアラーとしてケース会議を行った。民生委員と CSW が訪問する中で、生活に困窮していることが分かる。母が夜間仕事をすることがあり、本人は母が帰宅するまでの間、弟妹の世話を担っている。母の体調が悪いと子の世話ができないため、本人が学校を休むこともある。子ども達の衣類は汚れている。警戒心から母は学校への相談を拒んでいた。
支援の内容	①就学援助の手続き支援　②リユースの洋服などの支援 ③食材支援を通じたアウトリーチ　④保育園の手続き支援 ⑤生活費の貸付　⑥学習支援　⑦家の片づけ
つながるポイント	今話題になっているヤングケアラーの支援事例です。ヤングケアラーの課題は本人自体が問題ではなく、本人が社会とのつながりを十分に持つことができず、将来社会的孤立に陥る可能性が高くなるというまさに、個人と社会との関係に焦点を当てるソーシャルワークの課題でもあるという点です。「事例１」で紹介したとおり、学校内での問題をいち早く発見できるのは教職員です。不登校という現象面での問題の本質的な理由について、理解（アセスメント）し支援を行うことがソーシャルワークの本来の目的です。ヤングケアラーの問題に対しても、多職種連携・地域協働が必要不可欠であることがわかる好例です。

【用語説明】
「ヤングケアラー」…法律上の定義はありませんが、家事や家族の世話など本来は大人が担うような負担や責任を日常的に担い、家庭の支え手となっている子どものことをいいます。責任や負担が大きいと学校生活や友人関係に影響が出たり心身に不調を感じたりする場合があり、負担軽減など支援が必要です。

Ⅱ．学校・養護教諭とCSW・主任児童委員等の協働支援事例

養護教諭は、校内での子どもたちの身体的精神的問題に気づきやすく、養護教諭の役割は、学校と福祉の協働を行うための重要なキーパーソンであるといえます。養護教諭と CSW 等との連携協働も必要不可欠です。ここでは、学校・養護教諭と福祉との連携協働に絞って事例を紹介します。

事例　４	母親の精神的な不調で朝に送り出しができず不登校になっている子どもの事例
相談経路	養護教諭→学校→学校でケース会議(主任児童委員・CSW)
家族の状況	両親と小学生の本人と未就学の子が３人、母親は精神的に不安定
ケース概要	転居してきたばかりで近隣に知り合いがいない。父は仕事が忙しく、母が孤立し不安感が高まって精神的な落ち込みがあり、朝が起きられない。両親共に手続きが苦手。本人は学校が好きだが、朝起きられず学校の先生が毎日迎えに行っている。母は育児疲れから家事もできない状況が続き、学校の手続きもうまくできない。片付け支援で整頓できたことから本人自身で登校準備ができるようになり登校できる日が増える。
支援の内容	①見守りとしてのこども宅食　②保育園の手続き ③母の通院支援　④家の片づけ ⑤生活支援ヘルパーの派遣(定期的な家の清掃) ⑥役所などの手続き
つながるポイント	本事例では、教職員の連携がとても円滑にできていることが想像できます。家庭の厳しい状況や生徒の精神的問題に気づいた養護教諭が、学校・担任教師に相談し担任が毎日、生徒の登校を支援されています。担任だけが登校支援を行う事は、教師にとっても負担が大きすぎることに加え、本質的な問題解決になりません。そこで、ケース会議を開き、学校が行うべき事と CSW や主任児童委員が行う支援の役割分担が明確にできています。このケースも、学校と福祉の協働により多職種連携・地域協働が必要不可欠であることがわかる好例です。まさに、“助け上手・助けられ上手”の事例です。

事例　5	養護教諭が衣類のにおいに気づき、CSW につながったことから世帯への対応ができた事例
相談経路	養護教諭→学校→SSW→CSW
家族の状況	母子世帯、こども三人(小学生)
ケース概要	母は仕事が忙しく、片づけや洗濯ができず家事がうまくこなせないため、自宅の衛生環境が良くない。子の衣類が臭ってしまい、クラスで目立ってきている。保護者は、生活に追われ、学校の手続きや子どもの通院、散髪なども手が回らないことが分かる。母の頑張りを支持しながら家庭の状況を把握し、子の困り感から支援を広げ、少しずつ生活を改善することができた。学校とは情報を共有しながら対応できる体制を継続している。
支援の内容	①子の通院介助　②手続き支援(就学援助、給食費の支払い) ③学習支援・子ども食堂(送迎付き)の案内　④見守り ⑤散髪ボランティア　⑥生活支援ヘルパーの派遣(掃除・洗濯) ⑦家賃の安い家への転居支援
つながるポイント	養護教諭は、児童生徒が学校内において最も安心して家庭の困りごとを相談できる教職員であるといえます。本事例は、まさに子どもたちの身体的・精神的問題に気づきやすいといった養護教諭の特徴を活かした支援事例です。他の事例と同様、学校内で早期に発見した問題を、CSW や主任児童委員といった福祉関係者と個々の特徴を活かして役割分担を行い支援につながった“助け上手・助けられ上手”の好例です。

【市社協活動紹介】
「生活支援ヘルパー」…市社協が支援を行うケースのうち、子どもに対する支援が必要と判断された世帯を対象にエンゼルヘルパーを派遣します。利用者負担金は若林エンゼル基金（市民（故人）が社協へ寄贈した趣旨に基づき寄付金を原資に設置した基金）より支出しています。

事例　6	養護教諭が家庭環境の変化から不登校になった児童を心配し支援につながった事例
相談経路	養護教諭→学校→SSW→CSW
家族の状況	父子世帯、小学生の子ども２人、母親は亡くなっている
ケース概要	母と死別し父子家庭となってから、長女が不登校に。心配した学校からの相談で見守り宅食を始める。訪問の中で夕食はコンビニ弁当が多く、長女が家事を担っていることが分かる。父には借金があり、子ども達の生活費が足りていない。宅食を続けていると、その日は食事の心配がいらないことから、子どもらしい顔つきで待っていてくれるようになる。家事支援も入ることで長女の負担が軽減できた。また、野菜収穫体験に祖母が一緒に参加してくれたことから祖母ともサポート体制を連携できた。
支援の内容	①宅食(毎週)　②父の破産手続き支援 ③子ども食堂や文化活動の案内、参加時の送迎 ④生活支援ヘルパーの派遣(家の掃除)　⑤役所などの手続き支援
つながるポイント	本事例も、まさに子どもたちの身体的・精神的問題に気づきやすいといった養護教諭の特徴を活かした支援事例です。他の事例と同様、学校内で早期に発見した問題を、CSW や主任児童委員といった福祉関係者と個々の特徴を活かして役割分担を行い支援につながった“助け上手・助けられ上手”好例です。

【市社協活動紹介】こども宅食事業

新型コロナの影響で市内の子ども食堂などの開催が困難になり、子育て世帯の見守りができにくい状況から、CSWが相談を受けている世帯を対象に、見守りを目的として実施。寄付食品を活用すると共にお弁当は、社会福祉法人愛和会の社会貢献活動の一環として無償で提供いただいています。食のアウトリーチを通じて普段の相談では見えにくい日常の様子を知ることもできます。

Ⅲ．外国人世帯に対する学校と福祉の協働支援事例

外国人市民の増加に伴い、外国人世帯に対する学校と福祉の協働支援も非常に重要な今日的課題となっています。ここでは、外国人世帯への学校と福祉の協働支援事例を紹介します。

事例　7	市の外国人向け相談窓口からつながった困窮する子育て中の外国人世帯の事例
相談経路	人権政策課→CSW→国際交流協会・主任児童委員・小学校
家族の状況	外国人留学生の父と母、子ども３人(小学生と乳幼児)
ケース概要	新型コロナの影響で父の就職内定が取り消しになり、生活が困窮し相談につながる。最初に市の外国人向け相談窓口へ相談したことから担当課より CSW に相談が入る。母は日本語を少し話せるが読み書きはできず、家事と育児で疲れている。保育園入園の支援で育児の負担を減らし、就労支援により母の仕事が決まる。主任児童委員とは同行訪問して顔つなぎし、学校とも情報共有できる。母の負担感や孤立感が大きいことから、定期的に話を聞き困りごとの把握と対応を継続。外国人支援の団体とも連携を継続している。
支援の内容	①新型コロナ対策の支援金の給付手続き ②リユースの洋服や家電などを提供 ③食材支援を通じたアウトリーチ　④保育園の手続き支援 ⑤生活費の貸付　⑥市役所等で日本語の書類を説明支援 ⑦両親の就労支援(くらし支援課・NPO と連携) ⑧ビザの手続き支援（国際交流協会・NPO と連携）
つながるポイント	本事例は、生活困窮相談から問題が顕在化し、単に経済的支援にとどまらず食材支援や母親の精神的支援および夫婦の就労支援等複合的問題に関して、行政と CSW や主任児童委員による連携・協働により外国人世帯の社会的孤立防止に向けたファミリーサポートにつながった好例です。

事例　8	登校の見守り活動をしている民生委員が気にかけて学校につないだ外国人の母子世帯で子に障害がある事例
相談経路	民生委員→学校→CSW
家族の状況	外国人の母子世帯、小学生の子どもは障害をもっている
ケース概要	母は、日本語での日常会話は出来るものの読み書きはできない。子どもの療育について情報がなく、障害福祉サービスにつながっていない為、一人で対応しており疲弊。療育について学校との意思疎通もできずにいた。また、子のことで近隣とトラブルも起きており、地域から孤立していた。このような現状を知った民生委員からCSW に相談があり支援につながった。母の話をよく聞くと療育に関する悩みが主訴であり、サービスにつなげたことで信頼関係を築くことができた。近隣とのトラブルも解消し気にかけてくれる存在に変わった。以後は民生委員と学校の両方と連携しながら、困り感をその都度キャッチしタイムリーな支援が可能となった。母と信頼関係ができたことから継続した相談支援ができ、野菜収穫体験に親子で参加してもらうなど、つながりの輪が広がる。
支援の内容	①見守りアウトリーチ ②障害福祉サービス等の手続き(支援機関との面談に同席) ③子の受診同行　④母の就労支援 ⑤日本語の書類の説明　⑥地域行事を案内
つながるポイント	主任児童委員や民生・児童委員等地域住民の強みは、普段の子どもたちや家庭の変化に最も早く気づくことができることです。 本事例では、民生委員が日本語の理解が難しく地域から孤立している母親に気づき、CSW に連絡・相談したことで、CSW・民生委員が中心となり障害があるお子さんの支援を含めて、多職種連携により家庭全体の生活支援を行うと共に、地域のボランティアの方々と協働して、この世帯の社会的孤立を防止したファミリーサポートの好例です。

【市社協活動紹介】子ども食堂

市社協の共催で実施する子ども食堂は CSW が相談を受けた子ども達が対象。学習支援などを通じた子どもへのサポートとあわせて家族への相談支援も CSW が対応。

社協が豊中子ども食堂ネットワークの事務局を担い、「とよなか子ども食堂マップ」も作成しています。（P.14～15参照）

豊中市では、子ども食堂や無料・低額の学習支援などの地域の多様な居場所づくりを推進しており、居場所の立ち上げや運営・資金面の支援を行うとともに、学校や関係機関との交流会などを通じてネットワークづくりを行っています。

子どもの居場所ポータルサイト「いこっと」

【市社協活動紹介】野菜収穫体験

定年後の男性の居場所として始まった「豊中あぐり」による体験型農園「豊中あぐりパーク」では夏の野菜収穫や秋の芋ほりなどを実施。普段はイベントに参加しにくい親子にも楽しんでもらえる機会となり、子どもから話してくれるきっかけにもなっています。

↑2022 年あぐりパークで初めてのれんげまつり

５．関係機関一覧（相談窓口）

●児童生徒課　創造活動係　【不登校、SSW などに関する相談】

TEL：06-4866-6371　　服部西町 4-13-1（青少年交流文化館いぶき内）

●児童生徒課　生徒指導係　【小・中学生のいじめ、問題行動などに関する相談】

TEL：06-6866-0101　　服部西町 4-13-1（青少年交流文化館いぶき２階）

●こども相談課　こども家庭相談係　【児童虐待などに関する相談】

TEL：06-6852-8448　　岡上の町 2-1-15（豊中市すこやかプラザ２階）

●豊中市社会福祉協議会　地域支援課　【CSW への相談】

TEL：06-6848-1279　　岡上の町 2-1-15（豊中市すこやかプラザ２階）

～　おつかれさまでした　～

アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。

動画視聴後に、下記の QR コードまたは別添のアンケート用紙へ回答のご協力をお願いします。

最終回答期限：令和７年５月 31 日（土）

アンケート
主任児童委員研修
(ｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ配信)

【お問合せ】
沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター（担当：金城）
〒903-8603
那覇市首里石嶺町４－３７３－３
県総合福祉センター 西棟３Ｆ
TEL：(098)882-5703　FAX：(098)887-1071
E-mail:kensyuu@okishakyo.or.jp

私たちはTHANKS（サンクス）
運動を推進しています！

～地域の人々が明るい
ネットワークを築き支え合う社会を目指して～

THANKS（サンクス）運動推進会議